

会議録

会議の名称	定例庁議
開催日時	令和7年5月19日（月） 午前8時55分から 午前9時39分まで
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出席者及び 欠席者の 職・氏名	【出席者】 松下市長、宇野副市長、二見教育長、又賀市長公室長、 千葉危機管理監、濱総務部長、紺清市民環境部長、佐藤福祉部長、 堤田こども・健康部長、松岡都市建設部長、 村沢審議監兼まちづくり推進課長、田中会計管理者、 益田上下水道部長、稲葉議会事務局長、富士学校教育部長、 奥山生涯学習部長、小笠原監査委員事務局長 （担当課1、2） 中谷財産管理課長、長谷川同課主幹兼課長補佐、 山崎同課財産管理係長、袴田同課営繕係長 （担当課3） 並木福祉部次長兼長寿はつらつ課長、山木福祉相談課長、 平岡同課長補佐兼地域福祉係長、竹村障害福祉課長、 高橋こども未来課長、渡邊健康づくり課主幹、 中谷財産管理課長 （事務局） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、 齋藤同課主幹兼課長補佐、下川同課政策企画係主任 【欠席者】 なし
議題	1 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画（第2期）（案） 2 市庁舎長寿命化改修基本設計（案） 3 （仮称）朝霞市福祉等複合施設基本設計（案） 4 令和7年第2回朝霞市議会定例会提出議案

会議資料	(議題 1) ・【資料 1】 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画 (第 2 期) (案) 概要 ・【資料 2】 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画 (第 2 期) (案) (議題 2) ・【資料 3】 市庁舎長寿命化改修基本設計 (案) 概要 ・【資料 4】 市庁舎長寿命化改修工事図面 (議題 3) ・【資料 5】 (仮称) 朝霞市福祉等複合施設基本設計 【案】 概要 ・【資料 6】 (仮称) 朝霞市福祉等複合施設基本設計 【案】 (議題 4) ・ 令和 7 年第 2 回朝霞市議会定例会提出議案 (第 4 6 号～第 5 1 号)													
会議録の 作成方針	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">☐電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</td> </tr> <tr> <td colspan="2">☐電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</td> </tr> <tr> <td colspan="2">☒要点記録</td> </tr> <tr> <td colspan="2">☐電磁的記録での保管 (保存年限 年)</td> </tr> <tr> <td>電磁的記録から文書に書き起こした場合の 当該電磁的記録の保存期間</td> <td> ☐会議録の確認後消去 ☐会議録の確認後 か月 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</td> </tr> </table>		☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		☒ 要点記録		☐ 電磁的記録での保管 (保存年限 年)		電磁的記録から文書に書き起こした場合の 当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録														
☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録														
☒ 要点記録														
☐ 電磁的記録での保管 (保存年限 年)														
電磁的記録から文書に書き起こした場合の 当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月													
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁														
傍聴者の数	—													
その他の 必要事項	なし													

【開会】

【議題】

1 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画（第2期）（案）

【説明】

（担当課1：中谷財産管理課長）

5月9日の政策調整会議での意見も踏まえて、計画の概要を説明する。

はじめに、政策調整会議で意見をいただいた計画の名称について、部内で調整を行った。

結果としては、第1期計画の骨格を維持して作成するとの方針を踏まえ、対象施設の入れ替えが主な変更点となること、また、本計画は現在の名称で一定程度の認知をいただいていると考えられること、一方で、まだ今回が最初の改定であることから、この度の計画策定においては名称を変更せず、今後、内容を大きく見直すタイミング、例えば5年後の見直しや第3期策定時などにおいて、名称についても検討することを考えている。

それでは、資料1に沿って、計画の概要を説明する。

まず、策定経緯であるが、朝霞市公共施設等マネジメント実施計画は、その上位計画である朝霞市公共施設等総合管理計画の建物系一般施設の実施計画として、公共施設の長寿命化対策などを定めており、令和3年2月に策定したものである。

そして、その令和3年に策定した第1期計画が、今年度末をもって満了することから、令和8年度からの10年間を計画期間とする第2期計画の策定を進めているものである。

つぎに、策定概要であるが、策定にあたっては、令和5年8月10日に庁議で決定した3つの方針に基づき策定作業を進めてきた。

具体的な方針としては、1点目、「第1期計画の骨格を維持した計画の策定」ということで、第1期計画策定から4年程しか経過していないことから、対象施設選定の方法や優先順位の決め方など、計画の骨格にあたる部分は第1期計画を維持したままの策定とし、2点目にある「長寿命化の優先度の総合判定結果（改修の優先度）の見直し」を行うものとする。

3点目は、第2期の計画期間は10年間と長い計画になるため、財政状況などを踏まえて、随時改修計画を見直すことを想定した内容であること。

これらを踏まえて、施設所管課を中心に組織する、庁内検討委員会及び検討会議において検討を進めてきた。

次に、計画概要であるが、計画期間は令和8年4月から18年3月末までの10年間となる。改修計画としては、第1期の評価方法に則り、施設の重要度と健全度を総合評価し、優先度の高いものから順に、グループ分けをして、その上位20施設を第2期計画の対象施設に設定した。

なお、改修時期については、複数施設を所管する部署において、同一時期に複数の改修が重ならないように、また、同一分類の施設の改修が同時期に重ならないように、検討会議において意見をもらいながら設定した。

具体的には資料2の6ページのとおりである。

対象施設数は、第1期計画期間における改修などの着手状況などを踏まえ、また、より

実行性を高めるため財政状況、事業費などを考慮して設定しており、まずは、そのうち上位14施設を重点的に取り組み、その後の財政状況や進捗状況などを鑑み、残り6施設について着手を検討していく予定としている。

なお、策定においては、次の4点をポイントとして策定している。

資料1の下段、①は策定方針に基づき、改修優先順位を決定したこと。

次のページに移り、②は、本計画の主な内容部分である、第2期計画期間に予定する改修計画などを巻頭に掲載し、本市の現状や改修計画の策定方法、参考資料などは巻末に掲載することで、計画書を手にした方が内容を把握しやすいように構成したこと。

③は、本計画が、ほかの公共施設の個別施設計画を内包しないこと。第1期では、マネジメント実施計画が、その他の分野別個別施設計画を内包すると見える表記をしていたが、本計画は、あくまで建物系の一般施設を対象とした個別施設計画であることから、計画内の体系図の表記を変更した。また、先の政策調整会議での意見などを踏まえ、一部、体系図の表現を修正している。

次に④は、策定方針にあった計画期間中の見直しの実施について検討した結果、公共施設等総合管理計画においても「5年ごとに進捗状況の検証を行う」とあることから、5年後を目途に見直しを行う旨を、計画内にも記載している。

次に、第2期計画の策定・進捗における課題と対応策についてであるが、今回の策定検討過程において課題も出てきており、本計画は、実現可能なものとするため、財政状況などを踏まえて改修計画を立てた結果、対象施設数が第1期と比較して半減しており、その結果、改修サイクルが遅れ、改修時期を迎える前に耐用年数を迎える施設が出現する。

また、第3期以降も同様のペースで改修に取り組んで行った場合、耐用年数を迎える施設に対して、改修等をできない施設が増えていく状況となっていくことが、課題として出てきた。

そこで、この度の第2期計画においては、資料2の31ページの「今後の公共施設マネジメントのあり方」や、37、38ページの「今後の取り組みにあたっての留意事項」の(7)に、施設の複合化や延べ床面積縮減の検討等について言及している。

最後に、今後の策定までのスケジュールであるが、本日この庁議で承認いただけたら、5月28日の全員協議会において市議会へ説明し、その内容をもって、6月上旬から1か月程度の市民コメントの実施を予定している。

その後、いただいたコメント内容を反映し、庁内手続を行い、本年8月中旬に計画策定したいと考えている。

説明は以上である。

(又賀市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議しているため、審議結果を報告する。

まず、第1期計画では各個別施設計画を内包していたところ、第2期では各個別施設計画を切り離しているが、考えを変えたのか、との質疑に対し、第1期計画では各個別施設計画を取りまとめるような運用をできていなかったもので、実情に合わせて変更している。全体の統制としては、上位計画の総合管理計画において、管理しながら進めていきたい、との回答があった。

次に、公共施設等マネジメントという名称は適切であるのか。また、施設を改修する時期は総合管理計画で調整することになるのか、との質疑に対し、名称については一度、検討したい。また、施設の改修時期については、総合管理計画において、調整を図っていく、との回答があった。

この質疑の結果、必要に応じ修正し、庁議に諮ることとした。

【意見等】

(二見教育長)

学校の施設長寿命化基本方針を施設長寿命化基本計画に変えるべく進めているが、基本方針のままでよいのか。

(担当課 1 : 中谷財産管理課長)

長寿命化基本計画が策定されたら、一部差し替える等検討したいと思う。

(宇野副市長)

財政状況については、どのような検討をしたかという点を整理しておいてほしい。

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

2 市庁舎長寿命化改修基本設計 (案)

【説明】

(担当課 2 : 中谷財産管理課長)

それでは、「市庁舎長寿命化改修基本設計 (案)」について説明する。

現在、行っている市庁舎長寿命化改修について、基本設計がまとまったので、改修の方針・内容などについて了承いただきたいと考えている。

資料 3 をご覧いただきたい。

まず、事業の経緯としては、現在、市庁舎は建築から 50 年以上が経過しており、設備等さまざまな箇所において劣化が進んでいる。

そうした状況から、第 1 期の朝霞市公共施設等マネジメント実施計画において、令和 5 年度からの長寿命化改修が位置付けられていた。

そこで、計画に則り、令和 5 年度に設計に先立って劣化状況調査を、令和 6 年度に基本設計を実施している。

なお、劣化状況調査の結果としては、構造体は健全であったものの、外壁や屋根、電気設備、配管等については劣化が進んでおり、早急な対応が必要との評価を受けている。

建物概要としては、本館が 1972 年建築で築 52 年、別館が 1992 年建築で築 32 年となっており、床面積は、本館は約 7,350㎡、別館は約 2,490㎡で、併せておよそ 10,000㎡となっている。また、本館は鉄筋コンクリート造、地下 1 階・地上 5 階建て、別館は鉄骨造地上 5 階建ての建物となっている。

なお、2017 年に耐震改修工事を終えている。

マネジメント実施計画では、本館の鉄筋コンクリート造では建築 40 年後、別館の鉄骨造では建築 35 年後に、機能回復及び機能向上を行う長寿命化改修を行うとしており、今回は、その計画に沿った長寿命化改修を行うとして事業に着手したものである。

設計の方針としては、劣化状況調査の結果、財政状況を踏まえ、また、今後の使用年数についても今後の検討により左右されることを考慮し、必要最小限の機能回復を基本とし、併せて、必要最小限の機能向上の改修を行う方針とした。

改修の概要としては、建築工事として、本館・別館の屋上防水及び外壁の改修を行う。建物内部においては、本館・別館共通で、男女トイレ及び 1 階バリアフリースイールの改修、階段の手すり改修を行う。

また、本館においては、エレベーター改修、共用部廊下・階段の内装改修、事務スペースの床改修、地下1階の厚生室の改修を計画している。

そのほか、別館出入口への風除室設置、議場棟の廊下床改修、議場・傍聴席での車いす用リフトの設置、議場の映像及び音響設備の改修、電気・設備改修に伴う外構工事などを計画している。

議場の映像及び音響設備の改修については、今回の改修工事に併せて、朝霞市議会において検討を進めていた音響設備の更新及び映像モニターの設置などを行うものである。

電気工事としては、キュービクル（受変電設備）の改修、非常用照明のための蓄電池交換、庁内ネットワーク Wi-Fi 化工事などを計画している。

機械工事としては、トイレ改修と併せて給排水管メイン管の交換、中庭雨水排水改修、本館1、2階及び議場棟の空調改修、本館換気設備改修などを計画している。

工事の多くは、原状回復・機能回復の内容となっているが、今回行う機能向上としては、トイレ改修での洋式便器化、別館1階のバリアフリースイートの整備、災害対応職員用のシャワー室の設置を含めた地下1階厚生室の改修、本館事務スペースの床改修に伴うOAフロア化、庁内ネットワークの Wi-Fi 化のほか、議場の映像モニター設置などが挙げられる。

資料4をご覧ください。この資料は、主な改修内容を図面に落とし込んだものである。図面に記載の表にこの図面に該当する改修内容を、図面中に朱書きでその主要内容を記載している。

1枚目の配置図をご覧ください。配置図に記載の内容としては、Aの本館の議場棟部分と別館の屋上防水改修、本庁舎北側でCのキュービクル（受変電設備）改修に伴う公用車駐車場への受変電設備の新設、Dの中庭の雨水排水改修、庁舎南側でEの空調機改修に伴うチラーの撤去などを記載している。

2枚目は地下1階の平面図である。Aの共用部廊下・階段の内装改修及びCのエレベーター改修は、全ての階で共通となっている。Bの厚生室改修は、床の畳、内装の劣化も進んでいることから改修を行うと共に、使い方、和室形状の見直しも検討するほか、シャワー室の設置についても検討したいと考えている。

3枚目は1階平面図である。Bの黄色の網掛け部分、事務スペースの床改修、Dの男女トイレ改修、Fの給湯室改修は、1階から5階で共通となっている。そのほか、Eのバリアフリースイート改修については、今回の改修では、1階のみの計画となっている。また、図面左上の表に記載のGの空調設備改修については、本館の事務棟の1、2階及び議場棟で、Hの換気設備改修については本館の全階で実施する計画となっている。

4枚目は2階平面図である。各階共通の工事に加え、議場棟の廊下床改修、議場の映像・音響設備改修、傍聴席の車いす用リフトの設置などを計画している。

5枚目は3階平面図である。各階共通の工事に加え、サーバー室での無停電電源装置の撤去工事などを計画している。

6枚目は4階、7枚目は5階の平面図であり、主に各階共通の工事となっている。

それでは、資料3の2ページをご覧ください。今後かかる事業費については、まず、実施設計委託料が3,025万円となっており、6月補正予算に計上予定である。

工事費については、概算で15億9,000万円となっている。工事別の内訳としては、建築工事が43%、電気工事が30%、機械工事が27%となっており、工事費の50%以上が、電気工事・機械工事の設備改修となっている。

工事監理委託料は、工事費の8%と試算して、7,950万円を想定している。

なお、いずれの費用についても、その75%を一般事業債、残りの25%を埼玉県ふるさと創造貸付金の適用を考えている。

今後のスケジュールとしては、この庁議でご承認いただけたら、５月２８日の全員協議会にて、市議会への報告を行いたいと考えている。

また、６月議会にて補正予算が承認されたら、７月に実施設計業務に着手し、今年度一杯で実施設計を完了、来年度から工事に着手し、令和９年度一杯での改修工事完了を予定している。

説明は以上である。

(又賀市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議しているため、審議結果を報告する。

まず、バリアフリートイレはなぜ１階だけなのか、との質疑に対し、広さだけで言えば別館１階から５階までのトイレが車椅子に対応しているが、オストメイトやユニバーサルシートといったフルスペックのバリアフリートイレがないのが現状である。そうした中で１階部分だけは、しっかりしたものを用意したいと考えている、との回答があった。

次に、今回の改修で最低何年間は使用可能になるのか、との質疑に対し、工事の保証内容等を考慮すると、１０年から１５年は使える改修になると考えている、との回答があった。

以上の審議の結果、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

３ （仮称）朝霞市福祉等複合施設基本設計（案）

【説明】

(担当課３：山木福祉相談課長)

それでは、資料５の１から順に説明する。

１点目の建設目的については、子育て環境の充実、また福祉政策の推進に向けて、溝沼浄水場跡地を活用し、誰もが気軽に立ち寄れる多様な場を設けるなど、朝霞台駅周辺地域の住民の利便性向上に向けて、福祉等の拠点施設を整備するものである。

２点目の建物概要については、以前の朝霞台中央病院の向い側の場所となり、鉄筋コンクリート造の４階建てとなっている。

建築面積及び延床面積ですが、先日、５月９日の政策調整会議終了後、設計業者から最新の面積が提供されたので、現時点では建築面積が７９６．５７㎡、延床面積は２３８６．９３㎡となっている。

なお、今後の実施設計で変更となる場合もあるので、ご了承いただきたい。

次に３点目の施設概要からは、資料６を用いて説明する。２ページの１階平面図をご覧ください。

まず、平面図の上部は主に駐車場になる。施設内への乗り入れについては、図面左、西側の市道からとなる。駐車台数は８台分を確保し、内、障害者用は３台分となる。駐輪場については図面左上と右下の２か所、合わせて約４０台弱としている。施設への入口については、三角形で表示している箇所となるが、平面図、真ん中の風除室にある逆三角形

の部分が、駐車場側からの入口となり、下側の風除室にある三角形の部分が図面下側からの入口になり、合計2か所からの入口を設けている。施設内の1階については、主に交流スペースとして、地域住民の方々が打ち合わせや読書など自由に利用でき、気軽に立ち寄れるスペースとなるよう、テーブルやいすなどを設置するほか、カフェなどの飲食サービスができるような機能を持たせたいと考えている。

また、図面左側には展示ギャラリーとして、市の様々な情報やボランティア団体などの情報発信ができるよう、地域コミュニティの形成等に寄与する場としての機能をもたせていく。

なお、平面図の右下部分にあたる施設屋外にピロティを設け、施設内との間は可動式の間仕切りとして、必要に応じて開閉できるようなつくりにしていく。

次に2階部分であるが、3ページの2階平面図をご覧ください。

1階同様に交流スペース部分には、机やいすなどを設け、地域住民が自由に利用できるようにスペースを設けるとともに、災害時には、災害ボランティアセンターとして、ボランティアの受付など必要な対応を行えるものとしていく。また、災害時には、より広いスペースを用いて、ボランティアセンターとしての活用ができるよう、右側にある会議室についても、可動式の間仕切とすることで、一体となって機能的に利活用できるようにしていく。

なお、会議室については、基本計画時は2部屋としていたが、住民説明会での要望を踏まえ、最大4室になるようにしている。右下の学習スペース／会議室については、学習できるスペースを求める意見も多かったことから、児童生徒の帰宅時間以降などは学習スペースの活用として、それ以前などは会議室としての運用を行い、2つの使い方を考えている。

なお、1階、2階部分の交流スペースや会議室、また学習スペースなどについては、地域住民の相互交流を促し、地域活性化の拠点として、地域住民が利用しやすい場所となるよう、地域交流センターとして位置づけることを予定している。また、図面中央の右側部分の社会福祉協議会については、ボランティア活動支援や障害者就労支援センターなど、福祉の相談窓口として、社協の地域福祉推進課の一部機能を移転することとしている。

平面図、上側にある障害者基幹相談支援センターについては、地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害に関する相談・助言などの窓口として、地域の障害者相談支援体制の強化を行っていく。次に3階、4階部分であるが、4ページ、5ページをご覧ください。3階、4階は、市内7番目の児童館の設置として、児童、親子の利用に供するものとするほか、子育て世代包括支援センターを3階に設置する。子育て世代包括支援センターでは、子育て相談や母子手帳の交付などを行い、妊産婦や乳幼児に対する切れ目のない支援を北朝霞エリアでも実施する。また、児童館と同じフロアに設置することで、児童館スペースも共有できるなど、子育て中の方々に利用しやすい環境整備としていく。5ページの4階部分については、屋内遊戯室やプレイスペースのほか、ほんちょう児童館と同様に、多目的スタジオを設け、中高生の居場所としての活用を考えている。施設概要は以上となり、次に今後のスケジュールについて、資料5の2ページの今後の主なスケジュールについて説明する。基本設計の策定については、今月末までを目途に実施し、来月に実施設計の契約を行い、今年度末までに実施設計の策定を進めていく。また、令和8年度には、建設工事の入札、また、工事請負契約の議案承認後、7月頃から建設工事を開始し、完成は令和10年1月頃を予定している。

最後に5点目の主な事業費等について説明する。設計業務に係る委託料について、令和6年度から2カ年の継続費として合計約6,800万円、令和8年度の用地取得費について、建設用地の所管が現在、上下水道部となっていることから、所管替えに伴う費用

として、約４億５，０００万円を見込んでいる。工事費については、工事監理委託料も含めると約１９億２，０００万円を見込んでおり、概算費用の積算にあたっては、ほんちよう児童館の建設単価に、４週８休の補正係数及び労務単価の上昇を乗じたもので算出している。

なお、本事業については、都市構造再編集中支援事業費補助金を活用し、施設の整備を進めていくこととしている。

説明は以上である。

（又賀市長公室長）

本件については、政策調整会議で審議しているため、審議結果を報告する。

まず、児童館としての機能は備わっているか、との質疑に対し、児童館としての必要な機能は備わっている、との回答があった。

次に、災害ボランティアセンターを設けているが、ボランティアをして帰ってきた方達が手や足を洗ったりできる機能はあるか、との質疑に対し、１階の階段下ポンプ室付近に水道の設置を予定している。また、１階のピロティの周辺にも水道を設置する予定がある。との回答があった。

最後に、ランニングコストはどのくらいを想定しているのか、との質疑に対し、全体のランニングコストが１億６，５００万円程度になると試算している。この中には、障害者基幹相談支援センター等の移転費用が含まれているので、施設が出来ることによって新たに生まれるランニングコストとしては１億１，５００万円程度になる。ただし、施設の開所時間によっては上振れするかもしれないので、大きく見積もると２億円程度であると考え、との回答があった。

以上の審議の結果、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

４ 令和７年第２回朝霞市議会定例会提出議案

【説明】

（濱総務部長）

議案第４６号 令和７年度（２０２５年度）朝霞市一般会計補正予算第１号である。

補正額は、歳入歳出それぞれ、７億７，６９７万円９，０００円の増額で、累計額は、５２１億１万１，０００円である。

地方債補正は、新たに橋梁改修事業等、１０点を追加するほか、保育園施設改修事業及び道路改良事業について、借入額を変更するものである。

次に歳入の概要であるが、国庫支出金は新たに保育対策総合支援事業費補助金などを計上するほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や道路メンテナンス事業補助金などを増額することにより、６億２，４３７万８，０００円増額している。

県支出金は新たに、公立学校情報機器整備事業費補助金などを計上するほか、一時預かり事業費補助金などを増額する一方、地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金

を減額することにより、４億６，９２７万４，０００円減額している。

繰入金は、財政調整基金繰入金などを計上することにより、２億６，８８６万６，０００円増額している。

諸収入は、生活保護法第６３条返還金などを増額することにより、８，３６０万９，０００円増額している。

市債は、新たに橋梁改修事業債や中学校コンピューター整備事業債などを計上するほか、道路改良事業債などを増額することにより、２億６，９４０万円増額している。

次に歳出であるが、総務費は、新たに定額減税不足額給付金などを計上するほか、標準拠システム借上料などを増額することにより、７億１，４２８万８，０００円増額している。

民生費は、新たに生活保護受給者年金申請支援委託料などを計上するほか、社会福祉協議会補助金などを増額する一方、地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金を減額することにより、４億３，８２６万１，０００円減額している。

衛生費は、新たに子育て支援アプリ初期設定委託料などを計上するほか、地域リサイクル活動推進補助金などを増額することにより、１，３４４万６，０００円増額している。

商工費は、新たにキャッシュレス決済ポイント還元事業委託料などを計上するほか、商店街活性化推進事業補助金を増額することにより、１億２０万９，０００円増額している。

土木費は、新たに橋梁改修工事費などを計上するほか、除草及び街路樹剪定委託料などを増額することにより、２億３，６１０万９，０００円増額している。

教育費は、新たに中学校の教材教具購入費などを計上するほか、給食賄材料費などを増額することにより、１億５，１１８万８，０００円増額している。

（堤田こども・健康部長）

議案第４７号 令和７年度（２０２５年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第１号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ３１０万２，０００円の増額で、これを含めた累計額は１０６億８，７１０万円である。

まず、歳入であるが、第３款国庫支出金は、新たに子ども・子育て支援事業費補助金を３１０万２，０００円計上している。

次に歳出であるが、第１款総務費は、令和８年度から子ども・子育て支援金の徴収が開始されることに伴う電算システム改造委託料として３１０万２，０００円を新たに計上するものである。

（堤田こども・健康部長）

議案第４８号 令和７年度（２０２５年度）朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算第１号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ７２万６，０００円の増額で、これを含めた累計額は１８億４，２９６万３，０００円である。

歳入であるが、第５款国庫支出金は、新たに子ども・子育て支援事業費補助金を７２万６，０００円計上している。

次に、歳出であるが、第１款総務費は、令和８年度から子ども・子育て支援金の徴収が開始されることに伴う電算システム改造委託料として７２万６，０００円を新たに計上するものである。

(益田上下水道部長)

議案第49号 令和7年度(2025年度)朝霞市水道事業会計補正予算第1号である。

今回の補正予算は、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴い計上するものである。

補正の概要として、資本的収入であるが、国庫補助金を5,761万2,000円増額するものである。

(益田上下水道部長)

議案第50号 令和7年度(2025年度)朝霞市下水道事業会計補正予算第1号である。

今回の補正予算は、八潮市内で発生した下水道管路の破損に起因すると思われる道路陥没を受け、国からの求めにより、全国特別重点調査を実施するものである。

補正の概要として、収益的収入については、営業外収益の他会計補助金を790万9,000円、国庫補助金を256万8,000円増額している。

次に収益的支出については、雨水管渠費の委託料を1,047万7,000円増額するものである。

(濱総務部長)

議案第51号 朝霞市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業における新たな取得形態に係る承認の規定の追加などを行うほか、国家公務員において仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の規定が追加されることから、本市においても同様の取扱いとするための改正を行うものである。

なお、これらの改正のうち、3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に係る情報提供・意向確認等を行うための規定については公布の日から、それ以外については令和7年10月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【閉会】